

# 名古屋市農業委員会 令和7年第8回総会 議事録

1 開催日時 令和7年8月20日（水）開始：午後2時00分、終了：午後2時24分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	12 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第51号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第52号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第53号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第54号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

## 令和7年第8回総会 委員出欠状況

出席農業委員（12名）

1番	小 審 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
		4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
		8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 已 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員		
		14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	石 田 正 彦 委員
21番	松 原 道 直 委員	22番	加 藤 新 一 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和7年第8回総会（令和7年8月20日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中、お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより令和7年第8回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和7年第8回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お暑い中、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第51号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第54号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」までの4議案の審議を行います。また、報告事項を1件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中12人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中12人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、木村幸廣委員及び小鳥盛夫委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずははじめに、お願ひがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願ひいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 51 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 及び 4-4 について、28 番、坂野委員、お願ひいたします。

坂野委員 受付番号 4-3 及び 4-4 につきまして、清水委員及び事務局職員とで、8 月 4 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-3 は、譲渡人が、譲受人へ、農地を所有権移転するため、許可申請されたものです。

申請地の港区東茶屋四丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、すべて良好に肥培管理されており、権利取得後の農地についても、適正に利用すると認められます。

調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受付番号 4-4 は、譲渡人が、規模縮小のため、一方、譲受人は、新規就農を希望され、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区藤高二丁目の 1 畠は畑で、サトイモが作付けされており、良好に肥培管理されていました。

譲受人は、4 年前から夫と一緒に、知人の南陽町の畑を手伝いながら、作物の栽培を学んできました。そして、今回、南陽町の畑を取得する機会を得たので、本格的に就農するため、本申請に至ったものです。

面談の結果、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われ、権利取得後の農地についても、適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 51 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 51 号議案の案件は許可することいたします。

次に、第 52 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番

号 4-2 について、28 番、坂野委員、お願ひいたします。

坂野委員

受付番号 4-2 につきまして、清水委員と事務局職員とで、8 月 4 日に調査した結果を報告します。

一時転用の内容は、北側宅地上の住宅及び倉庫を解体・撤去するにあたり、当該宅地が接道していないため、本申請地を重機等の進入及び資材置場として使用するものです。

申請地は青地ですが、当該宅地へ侵入できるのは、本申請地のみで、他に適当な土地がなく、利用許可期限後は、農地に復元する旨を確認しております。

また、茶屋新田土地改良区の同意書があることや、開発許可に関しては必要ない旨を確認していることから、当該事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 52 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 52 号議案の案件は、許可することいたします。

次に、第 53 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-5 について、4 番、近藤委員、お願いいいたします。
近藤委員	受付番号 1-5 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、8 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-5 願い出の農地について、ウメが栽培されていました。お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。
	以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-2 について、19 番、若松委員、お願いいいたします。
若松委員	受付番号 2-2 の農地について、8 月 5 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	申請地は畑で、ナス、キュウリなどが作付けされていました。
	申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。
	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 について、11 番、横井委員、お願いいいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-3 の農地につきまして、8 月 1 日に安井委員と事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

	<p>受付番号 3-3 の、中川区中郷五丁目の 1 筆の畠はトウガル、ネギ、ナスが作付けされていました。</p>
	<p>このことから、主たる従事者が故障するまで、農地を良好に管理されていたことを確認しました。また、病状については、医師の診断書と本人との面談により、事務局が確認しております。</p>
	<p>以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p>
	<p>特ないようです。それでは、第 53 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 53 号議案の案件は証明することいたします。</p>
	<p>次に、第 54 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。</p>
	<p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-11 について、5 番、福島委員、お願いいいたします。</p>
福島委員	<p>受付番号 1-11 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、8 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。</p>
	<p>申請地において、丁田町の 1 筆においてはカキ、カボチャ、キュウリなどが栽培され、上社四丁目の 1 筆においてはカキ、ビワが栽培されていました。いずれも肥培管理良好に管理され</p>

ていました。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号1-12及び1-13について、1番、小鳥委員、お願ひいたします。

小鳥委員 受付番号1-12及び1-13の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、8月4日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号1-12について、申請地である水広三丁目の1筆には、ミカン、クリ、サトイモ、エダマメ、ラッカセイが栽培され、また水広三丁目の1筆には、トウモロコシ、サツマイモ、スイカ、メロンが栽培され、いずれも肥培管理良好でした。

次に受付番号1-13について、申請地である松が根台の2筆には一体で、ハツサク、カキ、ウメが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号1-14及び1-15について、5番、福島委員、お願ひいたします。

福島委員 受付番号1-14及び1-15の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、8月4日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-14 の申請地は、カキ、ミカンが栽培されており、肥培管理良好でした。

受付番号 1-15 の申請地は、扇町 3 丁目の 1 筆では、ミカン、キウイが、牧の原二丁目の 2 筆では一体で、ウメが、牧の原三丁目の 2 筆では一体で、カキ、サツマイモがそれぞれ栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-16 について、2 番、成田委員、お願いいいたします。

成田委員

受付番号 1-16 の農地について、小島盛夫委員と事務局職員で、8 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地である東神の倉二丁目の 1 筆には、ギンナン、ウメが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-17 について、4 番、近藤委員、お願いいいたします。

近藤委員

受付番号 1-17 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員

で、8月4日に、現地調査した結果を報告します。

1-17の申請地には、ウメ、カキ、サツマイモが栽培されていました。農地の肥培管理は良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号1-18について、2番、成田委員、お願ひいたします。

成田委員 受付番号1-18の農地について、小鳩盛夫委員と事務局職員で、8月4日に、現地調査した結果を報告します。

申請地である横吹町の1筆には、ピーマン、キュウリ、ナス、サツマイモ、サトイモ、オクラ、ミニトマトなどの野菜が、1筆には、ミカンが、1筆には、カキが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号1-19について、4番、近藤委員、お願ひいたします。

近藤委員 受付番号1-19の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、8月4日に、現地調査した結果を報告します。

1-19 の申請地について、植田二丁目の 1 筆において、ナス、トマト、サツマイモなどが栽培され、植田東二丁目の 1 筆において、ウメ、カキ、ズッキーニが栽培され、いずれも農地の施肥管理は良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 2-7 から 2-9 について、8 番、箕浦委員、お願ひいたします。

箕浦委員 受付番号 2-7 から 2-9 について、8 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-7 の申請地は畑で、トマト、オクラなどが作付けされていました。

受付番号 2-8 の申請地は田と畑で、4 筆の田には水稻が、2 筆の畑にはトマト、キュウリなどが作付けされていました。

受付番号 2-9 の申請地は田と畑で、田は水稻が、畑はミカン、カボチャなどが作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 2-10 について、6 番、木村委員、お願ひいたします。

木村（幸） 委員	<p>受付番号 2-10 について、8月4日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は畑で、ナス、イチジクなどが作付けられていました。</p> <p>願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-11 について、8番、箕浦委員、お願ひいたします。</p>
箕浦委員	<p>受付番号 2-11 について、8月5日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地はすべて田で、水稻が作付けられていました。</p> <p>願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願ひします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 について、23番、安井委員、お願ひいたします。</p>
安井（正） 委員	<p>受付番号 3-5 の農地につきまして、8月1日に横井委員と事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-5 の中川区富永三丁目の2筆の田は、水稻が植え付けられており、いずれも良好に管理されていました。</p> <p>以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-6 について、28 番、坂野委員、お願ひいたします。
坂野委員	受付番号 4-6 につきまして、清水委員及び事務局職員とで、8 月 4 日に調査した結果を報告します。  証明願い出の農地、港区藤前一丁目はじめ 6 筆は畠で、トウモロコシ、ブロックリー、サトイモが作付けされており、農地として良好に管理されていました。  また、この土地の所有者が、農業経営してきたことは、申請時に事務局において確認しています。
	以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 について、15 番、安井委員、お願ひいたします。
安井（秀）委員	受付番号 4-7 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、8 月 5 日に調査した結果を報告します。  証明願い出の農地、港区宝神五丁目はじめ 3 筆は田で、水稻が作付けされており、また港区宝神五丁目はじめ 2 筆は畠で、イチジク、ミカン、サツマイモ、ゴーヤが作付けされており、農地として良好に管理されていました。  また、この土地の所有者が、農業経営してきたことは、申請時に事務局において確認しています。
	以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきました

	が、何かご意見はござりますか。
	特にないようです。それでは、第 54 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 54 号議案の案件は証明することいたします。
	本日予定しました議案は以上でございます。
	続きまして、報告に移ります。
	報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。
	まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 16 件
	続いて、7 ページから 18 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 33 件
	続いて、19 ページから 45 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 78 件
	続いて、46 ページから 48 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 7 件

	<p>続いて、49 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 1 件</p> <p>続いて、50 ページですが、現況証明願が 2 件</p> <p>続いて、51 ページですが、転用届出に係る取消願が 2 件</p> <p>続いて、52 ページですが、転用届出に係る訂正願が 2 件</p> <p>続いて、53 ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が 2 件</p> <p>続いて、54 ページですが、土地改良事業参加資格交替申出の承認が 1 件</p>
議長（会長）	<p>それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。</p> <p>ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。</p> <p>特ないようです。</p> <p>その他、何かありますでしょうか。</p> <p>特ないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和 7 年第 8 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>

閉会（午後 2 時 24 分）